

## 『国際社会文化研究所叢書』出版要領

### (目的)

1. 国際社会文化研究所における円滑な研究活動の促進と研究成果の公開をはかるために、『国際社会文化研究所叢書』(以下「研究所叢書」という。)の出版に関する必要な事項を定める。

### (叢書)

2. 「研究所叢書」の内容は、国際社会文化研究所における個人研究・共同研究・指定研究(以下「研究プロジェクト」という。)シンポジウムの成果を中心とするものとする。
3. 「研究所叢書」の責任編集は、研究プロジェクトの研究代表者またはシンポジウム組織者があたるものとする。
4. 「研究所叢書」の出版及び出版助成については国際社会文化研究所運営会議(以下「運営会議」という。)にて議する。
5. 「『国際社会文化研究所紀要』執筆要領」に定める「論文」「研究資料」「研究ノート」「書評」等の単なる集成は、運営会議にて議する。
6. 研究プロジェクトの研究代表者が「研究所叢書」の出版を希望する場合は、8.に定める「研究所叢書」出版の意思を表明した後に、9.に定める「研究所叢書」出版助成申請を行うこと。
7. シンポジウム組織者が「研究所叢書」の出版を希望する場合は、9.で定める「研究所叢書」出版助成申請を行うこと。

### (出版意思表示)

8. 「研究所叢書」の出版意思表示は次に定めるいずれかとする。
  - ア. 研究期間最終年の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式 1)に、「叢書出版の希望有」と記載。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
  - イ. 研究期間最終年の9月末までに「叢書出版意思表示書」(様式 3)を提出した場合。

### (出版助成申請)

9. 「研究所叢書」の出版助成申請は、研究プロジェクトの場合は、研究期間終了後2年目の9月末までに、シンポジウムの場合はシンポジウム終了後2年目の9月末までに次に定める全てを提出すること。
  - 「国際社会文化研究所叢書出版助成申請書」(様式 5)
  - 「完成原稿」
  - 「出版原価見積書」(様式 6)  
直接出版経費(消費税含む)が100万円以上の場合は2社以上の「出版原価見積書」(様式 6)を提出すること。ただし、事情により2社以上の見積りを取得することが困難な場合は、理由書(任意様式)を提出すること。

( 出版助成 )

10. 「研究所叢書」の出版は出版助成内定の翌年度とする。
11. 出版助成は直接出版経費の 50%を限度とする。助成金額は 150 万円を超えてはならない。
12. 出版後の関係者への配布用の納品冊数は 300 部とする。
13. 組版は、A5 判またはB5 判 300 頁程度を基準とする。
14. その他の必要事項は、運営会議において議する。
15. 本要領は 2008 (平成 20) 年度に終了した研究プロジェクト・シンポジウムに遡って適用する。

附則 1998 (平成10) 年6月17日 国際社会文化研究所運営会議決定

附則 2006 (平成18) 年5月31日 改正 同年4月1日 施行

附則 2008 (平成20) 年1月29日 改正 同年4月1日 施行

附則 2009 (平成21) 年3月 2日 改正 同日 施行

附則 2010 (平成22) 年3月10日 改正 同日 施行

附則 2012 (平成24) 年5月31日 改正 同日 施行